実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日　防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月七日（予備、同月八日及び同月九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日　防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月八日から同月十一日（予備、同月十二日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日　防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月十日及び同月十一日（予備、同月十二日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日　防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日　防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月六日（予備、同月七日から同月九日）の〇五〇〇から一九〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十八年一月二十五日　防衛大臣　中谷　元
日時　平成二十八年二月六日（予備、同月七日から同月九日）の〇五〇〇から一九〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。